

申告書類等の 事前送付物を変更しました

ペーパーレス推進の一環として、以下の対象となる方に対して、事業所税の申告書・別表等の事前送付を取りやめました。

詳細は主税局ホームページをご覧ください。

時期

令和3年10月送付分（令和3年9月決算分）から

対象となる方

東京都に電子申告の利用届出（事業所税）を提出している事業者
（前事業年度に減免許可を受けている方は除きます。）

※対象とならない方でも、事業所税を申告する際、**申告書の備考欄**に「**申告書事前送付不要**」と記載していただければ、次回以降、申告書・別表等の事前送付を取りやめます。

令和3年9月まで



令和3年10月以降



これまでより小さな封筒での郵送となります。

- ▶ **プレ申告データ・納付書**は引き続き**事前送付**します。
（電子申告をご利用の方のみ）
- ▶ **対象とならない方**には引き続き申告書・別表等を**事前送付**します。

お問合せ先

- 申告書の送付について
所管都税事務所の事業所税担当

東京都主税局ホームページ

東京都 事業所税

検索

事前送付物変更の
詳細はこちら



申告書・別表等の
ダウンロードはこちら



主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん

電子申告・申請、電子納税 のご案内

- ▶ 電子申告、電子申請・届出、電子納税の手続をオフィスや自宅のパソコンから行うことができます。
- ▶ 利用届出を決算日の1月前までに行えば、プレ申告データ※をダウンロードして利用することができます。

※前回申告した事業所データが別表に記載されます。

- ▶ 複数の地方公共団体に一括で電子納付することが可能です。

詳細は、eLTAXホームページをご覧ください。



利用可能な手続



電子申告

納付申告 修正申告
免税点以下申告
事業所用家屋貸付等申告

電子申請・届出

事業所等新設・廃止
減免申請
みなし共同事業に関する明細 等

電子納税

本税 延滞金
加算金

電子申告の利用の流れ



利用届出を提出
利用者IDを取得



PCdesk又はeLTAX対応
ソフトウェアを取得



電子申告

お問合せ先

利用の手続についてはeLTAXホームページをご覧ください。不明な点は以下の問合せ先までご連絡ください。

■ eLTAXホームページの「よくあるご質問」 (<https://eltax.custhelp.com/>)

- 申告、申請・届出、利用届出の内容について
所管都税事務所の事業所税班
- 納税について
所管都税事務所の徴収管理班



eLTAXホームページ

eLTAXの詳細はこちら



エルタックス

検索

